

質 問 事 項
回 答

(1) 啓発・相互理解の促進について

① 広報・啓発活動の推進

<p>出前講座の実績（開催回数と参加者と、その効果はどうだったのか？依頼よりも町として啓発活動を推進する具体的な施策が必要では？</p>
<p>障がいをテーマとした出前講座について、町民からの要請があるのか疑問。過去にあった具体例は？それ以前に、出前講座の周知が必要である。</p>
<p>・直近5年間では町民からの出前講座の要望はなく、実績はありませんでした。今後は障害者差別解消法や障害者虐待防止法、合理的配慮などの講座メニューを開設し、生涯学習を推進している担当課と連携し、周知を進めていきます。</p>
<p>出前講座について、参加者の出席数を考えると、あまり少数だと頼みづらい。</p>
<p>・出前講座について、派遣対象となるのはおおむね10名以上で構成されている町民の団体・グループとなっています。出席者数については担当課へご相談ください。自治会や趣味の仲間などのグループの学習会などにも利用されていますので、ぜひご利用ください。</p>
<p>「さむかわしょうがいふくしまップ」をどう活用するか。情報満載で良い資料だと思うので、何を目的に誰に配布し広めていくか、もう少し検討しても良いかと思います。泉珠望さんのイラストで、とてもかわいく仕上がっているので、多くの方に見て欲しいです。</p>
<p>・さむかわしょうがいふくしまップについては、福祉課が発行している障がい福祉ガイドブックに毎年掲載し、町内の事業所等について知っていただく機会を提供しています。今後自立支援協議会やWGにて目的や広めていく方法を検討していきます。</p>

② 障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進

<p>町広報での周知で、町民の意識・認識がどのように変化したのか？</p>
<p>・今のところ、広報の周知でどれだけ意識が変わったのかを推し量る術はなく、認識や認知度については把握していませんでした。今後は既存の町のアンケート（寒川町eマーケティングリサーチや寒川町まちづくりに関するアンケート等）の利用を検討し、把握に努めていきます。</p>
<p>障害者週間の展示即売会、にっこりマーケット、是非、継続して欲しいです。町民センター1階ロビー、町役場本庁舎1階、いろんな方が来るので、交流もできて良いですね。また、社協の福祉大会とのコラボなども方法としていかがでしょうか？</p>
<p>手作品などを庁内で実施出来ないのだろうか（体育館や公民館など）。集まるのは関係者が多いので、もっと広く知らせる必要がある。</p>
<p>・にっこりマーケットをはじめ、展示即売会については現在庁内では十分に行えていないのが現状です。事業所連絡会とも調整し、今後も機会の充実を検討していきます。</p>

③ ボランティア活動の支援

<p>確認です。障がいのある方が参加できるボランティア活動の拡充も想定されていますか？もしくは、障がいのある方を支援するボランティア活動の紹介のための情報発信の充実ですか？その両方ですか？</p>
<p>・今回、施策の内容について見直しを図っています。お互いを尊重し理解しあえるまちづくりのために、今後のボランティア活動について社会福祉協議会と協議していきます。</p>

④ 権利擁護体制の周知

この相談件数を多いとみているのか、少ないとみているのか？相談から実際に後見まで繋がった件数は何件なのか、そのためにどのような支援を行い、足りなかったところはどこなのか？

・成年後見制度については、親の高齢化などにより必要になると各ケースワーカーにより情報提供し、必要あれば相談会に行くことを促しておりますが、その相談会以降後見まで繋がったケースの件数については把握できていません。今後も制度の必要性を働きかけていきます。

成年後見相談に対応するのが「行政書士」と明記するのは避けた方がよい…？（弁護士等からの意見あり）

・ご指摘のとおりですので、記載を変更します。

虐待防止センターへの通報や、対応状況などの町民への情報提供も、障害者虐待防止法の周知には必要である。

障害者差別解消法の広報啓発には、障がい当事者の声を直接伝えるようなフォーラム（研修等）が必要である。

障害者虐待防止法は早急に広く周知が必要である。緊急時一時保護について、居室の確保はあるのか？また、その利用例は？

・各法の周知の必要性は町としても重要だと考えております。今後周知や広報啓発方法について検討してまいります。緊急時一時保護については、翔の会と契約をしており、本年度1件の利用（家族等からの虐待により）がありました。

差別解消法の研修に加えて、「合理的配慮」の研修も実施して下さい。グループホームなど障がい者施設を新設する際に、地域住民の方々からご理解を頂けるよう、障がいへの偏見を無くすための啓発をさらに進めて下さい。

・今後は障害者差別解消法や障害者虐待防止法、合理的配慮などの講座メニューを開設し、よりわかりやすく、利用しやすい出前講座を開設し周知に努めていきます。

(2) 生活支援

① 身近な相談窓口の充実

ほっとすペーすの登録をしているが、まだ一度も利用もなく、どう広めて行けばいいのか考えてしまう。現状確認の機会が無い。

表現の仕方（実施内容）が理解しにくい。施策内容と実施状況が合っていないところがある。

ほっとすペーすをあまり見かけない。一人で行動できない知的障がい者はあまり利用していないと思う。

・ほっとすペーすについては設置後数年が経過しておりますが、障がいを持つ方の立ち寄れる場所としても必要であると認識しています。今後も自立支援協議会やWGにて目的や広めていく方法を検討していきます。

「相談支援を適切に実施」していくために、窓口となる機関や事業のコンセンサスがとれていないと思います。まずは町が目指す「相談支援」の形を共通言語にすることが大事では？窓口が増えても、それが繋がらなければ点と線だけの2方向だけの関係にしかならない

・相談支援について、方向性や町が目指す形について、現在設置されているワーキンググループにて、今後も検討していきます。

民生委員として障がいのある方の家を訪問しているが、情報にない家に当たることもあり、もっときめ細やかな情報が欲しい。

・障がいを持つ方についての情報共有は、個人情報に配慮しながら今後も密に行っていきます。

「ほっとすペーす」の利用状況の把握と共に、やはり総合福祉センターの必要性を強く望みます。本人支援として休日の過ごし方にも支援の幅を広げ、休日に立ち寄れる場所を確保したい。

・寒川町（仮称）健康福祉総合センターにつきましては、施設再編課で作成を進めています公共施設等総合管理計画と整合を図った上で建設検討を行ってまいりますので、現時点では当該センターに入る各機能の詳細は未確定な状況となっております。今後、町役場内で十分に検討調整を行ったのちに外部委員で構成する委員会ですべての内容を確定していく予定としておりますので、ご理解ください。

にっこりマーケットについて、町民の方からは周知が足りないのではという声を戴いている。これからこういった形で周知していけばいいのか考えていきたい。ただ、平成27年度より年2回とあるが、それ以前の記載がないのはどうなのか

にっこりマーケットについて、町民の方からは周知が足りないのではという声を戴いている。これからこういった形で周知していけばいいのか考えていきたい。ただ、平成27年度より年2回とあるが、それ以前の記載がないのはどうなのか

・にっこりマーケットについて、広報やホームページ、庁舎内や町内事業所などにポスターを配布するなどを行っておりますが、十分に周知を行えていないのが現状です。事業所連絡会とも調整し、今後も周知機会の充実を検討していきます。

内容と状況の表現がわかりにくい。

ふれあい福祉フェスティバルの内容が入っていないのはなぜか？

・ご指摘のとおりです。ふれあい福祉フェスティバルの内容を追加するとともに、表現を改めます。

③ 地域自立支援協議会の強化

ネットワーク構築は残念ですが出来ているとは思えません。地域実態や課題の共有も一部の事業所だけではないでしょうか？様々な合議体はありますが、分散されており集約できていないと感じます。その場が自立支援協議会では？

・現在、ワーキンググループ内で相談支援の在り方について検討しておりますが、他課題も出てきているのが現状です。町内事業所とも情報共有し、検討していきます。

④ 障がい福祉サービスの充実

障がい福祉分野のヘルパー不足を承知しています。人口減、人材不足、本当に苦しい状況と思うのですが、例えば、町として、障がい福祉分野のヘルパー養成を積極的に行う事業者に助成金制度を設けるとか、いかがでしょうか？また重症心身障害児等、医療的ケアが必要な方へ対応できるヘルパーは、需要と供給はどのような状況でしょうか？重症心身障害児等、医療的ケアが必要な方へ対応できる事業所の充実が必要では…。医療がどんどん進化する中で、今後、もっと重度の障がい児者が増えてくるのでは…。重度の障がい、重複の障がい、強度行動障害、医療的ケア等…受け入れができる場所が町内にできれば…。

・ヘルパー不足については、町としてもヘルパーを養成する必要性を感じており、ヘルパー養成事業についても今後検討していきます。また、医療的ケアの出来るヘルパーについてですが、医療的ケアは多くは訪問看護等の医療を利用しているのが現状で、神奈川県による喀痰吸引等研修支援事業を利用し研修を受講した喀痰吸引等を行えるヘルパーは県下においても不足しているため、引き続き県をはじめとして広域関係市町等とも調整・連携を図りヘルパー確保に努めてまいります。

町内に就労継続A型事業所の新設と生活介護事業所の増設をお願いします。作業的活動を主体とする生活介護事業所の開設をお願いします。ゆったりと過ごすよりも、具体的に決められた作業を行うことで状態が安定する障がいの方もいます。

重度障がい者対象のグループホームの新設を進めて下さい。地域に入所施設が不足しています。現状では、重度障がい者はグループホームの入居が難しいので、入所施設を選択している傾向があります。重度障がい者も入居できるグループホームの開設は入所施設の不足の解消に繋がると思います。

・A型事業所や生活介護事業所、グループホームの新設等についてはニーズがあり、重要であることは認識しております、しかしながら、寒川町において現時点では障がい者施設の計画はなく、町の財源で施設整備をすることも厳しい状況にありますので、引き続き県をはじめとして広域関係市町等とも調整・連携を図り環境整備に努めてまいります。

セルフプランの割合はどのくらいでしょうか。それに応じてさらに相談支援専門員の増員の必要があると思います。現在セルフプランの方が、次期計画から相談支援専門員の作成へ移行できるようにして下さい。

「適切な相談支援体制」を言葉ではなく「見える化」しなければ具体的にはなっていないのではないですか？

相談支援事業所が二つになり、北部方面の人は新事業所に移動になるのですか？

・現在、セルフプランの割合は平成29年7月現在で障害者総合支援法分が34.7%、児童福祉法分が54%です。相談支援事業所が平成29年度から2か所になり、担当地域を北部と南部とに分けてはおりますが、相談のケースにより移行できるケースと、移行せずそのまま継続した方が望ましいケースもありますので、個々の相談状況に合わせて移行を検討するとともに、セルフプランから計画相談に移行するのが望ましいケースは、利用者と相談した上で導入するか否かを決定していきます。今後も相談支援体制については、ワーキンググループにて協議し、具体的な相談支援体制を構築してまいります。

⑥ スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

個人では参加しにくい。障がい者団体単位で参加できると行きやすい。

社協のふれあい福祉フェスティバルに障がい者スポーツの団体も参加していただき体験コーナーをつくってくれています。また、障がい者スポーツ体験会も定着してきました。障がいのある方も誰でも一緒に楽しめるスポーツを身近に体験できる場所を引き続き取り組んでいけたらと思っています。

・町が行う各種イベントについて、今後も障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めてまいります。

(3) 生活環境

① 多様な住まいの確保

居住サポート事業の実績と、そこから見える課題について具体的な施策の立案をお願いします。また、一般相談（地域移行・定着）との連携の具体策も同様。

・居住サポート事業については、毎年数件（5件程度）の実績があります。具体的には住居を転居する際の関係機関との調整及びサポート、引き払いの調整、住所移転手続きへの案内など個々のケースに応じて多岐にわたる対応をしておりますが、主に緊急時等の対応などについての整理が課題であると考えています。今後も一般相談との連携も含め、相談支援体制については、ワーキンググループにて協議し、地域移行等との連携を構築してまいります。

② 移動・公共交通機関等のバリアフリー化の推進

移動のバリアフリー化は進んでいない印象です。予算とのかねあいもありますが、免税・タクシー券・有償運送のどれかしか選べない施策は見直しが必要。

町内の、また町内から町外への、移動手段の充実をはかるため、電車、バス、タクシー、介護タクシー、福祉有償運送等が一堂に会して、福祉的な視点、ユニバーサルデザイン的な視点を入れて、話し合いができればと思います。高齢ドライバーの問題も、障がいのある方の移動も「誰もが、行きたい時に、行きたい場所へ」のシステムが整えば、解決してくると思うのです。

・町の交通施策としてコミュニティバス、福祉有償運送、福祉タクシーの3点があり、必要性は理解しておりますが、新しい施策を行うのは難しいのが現状です。今後も既存の施策の中で移動のバリアフリー化について協議していきます。

みんなのトイレですが、一般の人でも利用するのはいいのですが、車いすの人が来たら優先していただけるようにしてほしい。

災害時に支援は、各自治体で温度差がある。一之宮地域では障害者の配慮がない。

・障害者差別解消法の施行から、周知活動を行ってまいりましたが、合理的配慮が不十分であり、このような状態がおきていることと考えられますので、今後も法の周知とさらなる広報啓発活動を行ってまいります。

③ 災害時の障がい者支援体制の整備

町内に福祉避難所の設置を検討していただきたい。一般避難所での障がい児者スペースの確保、高齢者施設での共同利用など、個々の障がいの程度に合わせて避難先を選択できるようになってほしい。小規模でも、やはり町内に福祉避難所があると安心感が違う。

福祉避難所における訓練の実施を要望したい。

湘風園は特養ではないので、車いすトイレについてベットが置いてあるのか知りたい。

障がいを持つ方への避難施設として茅ヶ崎市の施設の利用が出来る協定が結ばれているとは伺っているが、あまりにも距離があることなど、利用するのに困難な部分が多いと感じています。

・福祉避難所については、寒川ホーム（現在は高齢のみ）、きくの郷、神恵苑、翔の会、茅ヶ崎養護学校、これから協定を結ぶ予定である湘風園があります。福祉避難所での訓練の実施等について、町民安全課及び関係各所との調整の上、検討してまいります。湘風園については、障がい者用トイレの整備はありますが、ベットの設置はないとのこと。

災害時の障害者支援について、もっと自治会の応援が欲しい。

福祉課と町民安全課の密な連携をお願いします。

・防災や災害時の避難に関しては、町としての課題を感じています。より自治会への情報提供、町民安全課との関係を密に深めてまいります。

(4) 教育・育成

① 障がいのある児童の保育・療育・教育体制の充実

児童発達支援事業として、ひまわり教室の内容が療育として機能しているのか？国は明確に「療育」としての児童発達を位置づけている。「親子の集いの場」だけでは療育として足りないのでは？

心理や保健師が具体的にどのような機関と連携しているのか？その連携から具体的に相談に対して支援を行っているのか、フローが欲しい。

町内事業所における「療育の質の向上と担保」をどのように考えるのか？保育園・幼稚園にいる支援が必要な児童に対し、その児童や園を支える仕組みも必要。

・ひまわり教室は、個別ではなく集団での療育の場としてPT、ST及び心理士の専門性を発揮して感覚の訓練を中心に行っています。発達のフォローについてですが、乳児の検診以後、要医療の場合は保健師のフォロー、要経過観察の場合はPTフォロー、1歳半検診以降は心理相談以降あそびの広場（フォロー教室）等、各検診以後のつながり方を明確にし連携を取るようになっています。保育園・幼稚園に在籍している児童については、子育て相談員及び心理士が訪問し、教員から心配事を確認し、心理や療育機関の利用などを検討し、福祉課へ情報提供をするよう努めております。

一人ひとりの障がい特性に応じた支援をするために、個々のケースについて連携機関を交えて定期的にケース会議を行って下さい。実施されている場合は状況をお知らせください。

・ケース会議については定期的に行うものではなく、個々のケースにより必要な時期に行うものとしており、各連携機関からの情報は計画相談員に集め、計画に反映していただいています。

「県立」茅ヶ崎養護学校の生徒への説明に加えて、「町立」学校の支援級在籍者及び希望者への障がい福祉サービスの説明もお願いします。

・障がい福祉サービスの利用等、障がいへの理解や情報周知に関しては、町としての課題を感じています。説明については時間割のカリキュラムの都合もあるため教育委員会と実施の可否について検討し、今後も情報提供に努めてまいります。

② 障害児通所支援等福祉サービスの充実

町内に短期入所先が必要である。遠くは座間まで送迎しており、申し込みは争奪戦状態である。

・短期入所先新設等についてはニーズがあり、重要であることは認識しております、しかしながら、寒川町において現時点では障がい者施設の計画はなく、町の財源で施設整備をすることも厳しい状況にありますので、引き続き県をはじめとして広域関係市町等とも調整・連携を図り環境整備に努めてまいります。

現在セルフプランの方が、次期計画から相談支援専門員の作成へ移行できるようにして下さい。

・今後は、セルフプランから計画相談に移行するのが望ましいケースは、利用者と相談した上で導入するか否かを決定していきます。今後も相談支援体制については、ワーキンググループにて協議し、適切な相談支援体制を構築してまいります。

③ 交流教育の推進

車いす体験、アイマスク体験に加えて、知的障がい・発達障がい理解の学習の実施をお願いします。

・理解の学習については時間割のカリキュラムの都合もあるため教育委員会と実施の可否について検討し、今後も障害への理解啓発に努めてまいります。

(5) 保健・医療

① 母子保健の充実

あそびの広場から福祉サービスに繋がったケースは何ケースあるのか？継続支援で行う、具体的支援の中身と、ニーズの高い物は何かを知りたい。

・1歳6か月検診以降、3歳6か月検診、来庁や電話相談よりフォロー教室（あそびの広場）に繋がっているケースは年間40人程度です。心理相談、ST相談ののち、ひまわり教室をはじめとした療育機関に繋がるケースは2～3割です。相談過程の中では、親の障がいへの受容をすすめることが困難で、どこまで障がいについて理解しているのか等子育て支援課と情報共有したのちに、療育機関へ繋げるようにしています。

育児相談、心の相談から個別の支援が必要な事例の中から、家族向けの講座や勉強会を行ってみてはどうか？

・家族向けの講座や勉強会に関しては必要性を感じています。子育て支援課と実施の可否について検討し、今後も障害への理解に努めてまいります。

「子どもの心の相談」とは障がい児に対する精神的な悩み・不安の相談でしょうか。発達障がいは心の障がいと誤解されることがあり、「心の相談」を発達障がいの療育相談と誤解されることが考えられます。「精神的な悩み・不安の相談」なのか「療育相談」なのか、誤解のない名称で表記して下さい。

・「子どもの心の相談」→「こどもの療育についての相談」に記載を変更します。

③ 医療費の給付・助成

重度障害者等医療費助成制度は、町内病院・大病院だけではなく、他市町村の医院等でも先払いしないでよくなりましたか？

・重度障害者等医療費助成制度は、神奈川県下の病院では利用できるようになっています。県外の病院については各病院の請求の関係で助成制度が利用できず、今もまだ償還払いを利用いただいている状態です。

(6) 雇用・就労

① 就労相談窓口の充実

就労相談の結果、一般就労された方はどれくらいですか？

・就労相談はハローワーク藤沢と湘南就労援助センターの協力で実施しているものでありますが、就労相談窓口で直ぐに就労先が決まるものではなく、窓口を通じて障害者雇用への理解、直ぐの就労が難しい方へは就労移行支援などの障がい福祉サービスの利用の案内などを行っています。現在は相談件数を把握しておりますが、結果就労に結びついたケースの件数は把握しておりませんでしたので、今後ハローワーク及び就労援助センターと密に連携し、確認していきます。

③ 官公需における受注機会の拡大

具体的な実施内容がわからない。

・実績としては、期日前投票の弁当、地域自立支援協議会委員記念品、自殺対策啓発用物品などの作成、美化センター管理棟清掃、青少年広場の草刈り、駅前公園広場清掃・ごみ拾い、ソファーカーの縫製・座席修繕などがあります。

④ 福祉的就労の充実

町内に福祉的就労の場の選択に限りがあり、本人の社会生活にも限りが出てしまう。

・A型事業所やB型事業所についてはニーズがあり、重要であることは認識しております、しかしながら、寒川町において現時点では障がい者施設の計画はなく、町の財源で施設整備をすることも厳しい状況にありますので、引き続き県をはじめとして広域関係市町等とも調整・連携を図り環境整備に努めてまいります。

⑥ 職場体験の充実

職場体験事業の体験場所の充実を図り、就労につなげる場所の確保が必要である。

職場体験は養護学校生徒だけではなく、町内外の事業所に通所されている方からも希望を募っても良いのではないかと？

引き続き、町内での職場体験の場の提供をお願いします。養護学校での職場体験の機会は限られているため、多くの生徒、保護者は現実的に雇用につなぐ職場の実習を希望していると思います。障がい者雇用に向きで、現実的に雇用につなぐ職場実習の提供をお願いします。

・今後も、寒川総合図書館と実習の実施を検討していくとともに、産業振興課と共に町内事業所への啓発活動、雇用状況の把握を行い、雇用につなぐ職場実習の提供に結び付けていけるよう、働きかけていきます。

⑦ 町職員の障がいのある人の雇用促進

町では法定雇用率は達成しているのか？どういった障がいの方が雇用されているのか？知的障がい者の雇用はあるのか？

町では現在法定雇用率を達成できていません。平成28年度は身体・精神・知的すべての障がいをお持ちの方を対象に採用試験を行いましたが、残念ながら採用には至りませんでした。平成29年度は身体障がいをお持ちの方に対し採用試験を行っております。現在、知的障がい者の雇用はありません。

(7) 情報・コミュニケーション

① 情報提供システムの推進、② コミュニケーション手段の確保

視覚的支援が必要な障がい者に対して、カード・絵・実物の提示や、ソーシャルストーリーの活用などによる情報提供も進めて下さい。案内板などの表示は具体的・直接的でわかりやすいものにして下

全ての障がいを対象としたバリアフリー化をお願いします。

・ 障害者差別解消法や合理的配慮などの周知の必要性は町としても重要だと考えております。今後周知や広報啓発方法について検討してまいります

いただいたその他ご意見

障がいのある人に対する理解に向けては、一般市民と障がい当事者との直接的な交流をする機会を作る必要がある。

ともに生きる、支え合う地域社会、寒川町を目指して、社協として発揮できる役割に取り組みねば…。

福祉部全体で、成年後見、権利擁護体制等の協議をしながら、寒川町の権利擁護体制の強化、明確な相談窓口（センター等）の設置に向けて動き出せたらありがたいと感じます。そのような協議の場や実際の取り組みにおいて、寒川町社協が福祉の専門職集団として、どのような役割を發揮できるのが大変重要ですが…。

福祉課窓口の有資格者を配置に努めるのではなく、『配置する』にするべき

社協も身近な相談窓口として親しんでもらえるようにならなければと思います。また、社協のサービス利用や障がい者団体等とのつながりで、障がいのある方との接点があります。社協として支援できる部分は取り組んでいます。

社協の「ほっと・すぺーす」コーナーに、町福祉課発行の「障がい福祉ガイドブック」を置いていますが、着実に在庫が減っています。関心のある方が持ち帰ってくださっているものと期待します。

精神保健福祉士を配置していただいたことにより、いろいろと相談にのっていただいています。

精神保健福祉士等の配置（「待機」型）に加えて、発達障がい専門相談支援員による巡回相談支援や現場コンサルテーション（「出向き」型）も行うようお願いいたします。28年度から実施された発達障害者地域支援マネージャーの町内巡回頻度を増やして下さい。

自立支援協議会に障がい当事者団体をはじめ大きな力が結集していると感じます。意見集約等は相当のご苦労があるとお察ししますが…寒川町の障がい福祉施策充実のためにはとても重要な場と感じます。引き続き、社協も参画し続けられるようよろしくお願いいたします。社協として、障がいの、どこに取り組んでいくかの情報収集になりありがたいです。

ボランティアでもシルバー人材センターでもない、ちょっとその間をめてくれるような、ちょっとのお手伝いの便利屋的な仕組み、あると助かるんだけど…との声を、高齢の障がい者、障がい者の単身世帯等から聞きます。社協のボランティアセンターで実施しているサポートさむかわの内容とも絡むところがあるかもですが…

グループホームの利用や地域移行、地域定着を進めるうえで、寒川町単独の家賃補助を周辺自治体並みに実施する必要がある。

ほっとカフェつくしで働いたことがある。就労継続支援のためにも、もっと欲しい施設だと思いません。

手話通訳、要約筆記者の後に「等」を入れ、派遣の枠を全ての障がい者を対象に広げて下さい。会場に点字案内や動線表示（病院の床の色線表示）をお願いします。ルールがあり順位を競うといった競技的運動の他に、健康のために行う体力作りのような簡単な運動をする機会や、当事者向けに健康についてのわかりやすい話を聞く機会があると良いと思います。

重度障がい者のグループホーム入居を可能にするためには、防音設備など障がい特性に配慮した設備が必要です。このような設備に対する助成もお願いします。障がいのある方の公営住宅入居の優遇措置の状況はいかがでしょうか？希望者に対して不足しているのであれば、障がい者枠を設けるなど対応をお願いします。

トイレ等の表示はデザインの凝ったものや抽象的なものを避け、大きく明確なマークを使用して下さい。曖昧な表現を避け、直接的な表現を使用して下さい。

例：×「きれいにお使い下さりありがとうございます。」→ ○「汚さないでください。」

社協が支援している「寒川町福祉団体協議会」が主催して、障がい児者向けの防災訓練を開催しています。内容は毎年、見直しをしながら充実させています。この訓練の積み重ねが、必ずや、障がいのある方が町の総合防災訓練に当たり前に参加をする日のきっかけになると思います。そのためには、この障がい児者向け防災訓練を、地域の自治会とタイアップして、コラボして開催していくことも必要と考えています。自分の近所に障がいのある方がいるかいないか、顔見知りかどうか、何気ない気にかけてあいがあるかどうか、そんな土壌づくりが必要なのだと思います。